破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第４８号
北海道北見市西富町２丁目７番１号　コーポオリオンⅢ―10号
債務者　江良真由美（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第４９号
北海道北見市並木町555番地27
債務者　中島　京子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第２５号
青森県三戸郡五戸町大字切谷内字大沢尻51番地１
債務者　佐々木勝彦
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第５９号
青森県上北郡おいらせ町向山４番地463
債務者　鶴飼　浩次
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第６１号
青森県上北郡おいらせ町洋光台２丁目２番地17
債務者　小橋　瑠美
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第６２号
青森県十和田市東十二番町16番34号　山田下宿105号
債務者　小笠原歌織
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第６３号
青森県十和田市東一番町９番５号
債務者　斗沢きぬゑ
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第６４号
青森県上北郡おいらせ町向山２番地1611
債務者　石久保守儀
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第６５号
青森県上北郡おいらせ町向山２番地1611
債務者　石久保久美子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第６８号
青森県十和田市西四番町２番35号　小川住宅６号
債務者　野月　美江
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第６９号
青森県三沢市大字三沢字下久保41番地333号
債務者　田名部忠一
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１３３号
埼玉県越谷市花田５丁目１番地23　プレジデントマンション303
債務者　岡本　誠一
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２１４号
埼玉県越谷市南越谷４丁目18番地７　ミナミコシガヤコート303、旧住所埼玉県越谷市大成町２丁目340番地40
債務者　手島　恒太
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２６３号
埼玉県越谷市東越谷２丁目15番地４
債務者　黒子　道子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５１３号
千葉県市原市本郷409番地２
債務者　石原　伸一
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５４３号
千葉市若葉区小倉台４丁目１番104号
債務者　宮本　理絵
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５５３号
千葉県浦安市堀江２丁目１番１号　浦安市消防団第一分団
債務者　山田みゆき（旧姓平川）
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係